

京都市告示第 435 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、農業用水路等の一部を次のように廃止します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 1 月 23 日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	久我水0166号	伏見区久我西出町6番地の9 地先 伏見区久我西出町6番地の7 地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)